

令和5年度 特定最低賃金合同専門部会議事録

令和5年9月11日（月）13:30～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、令和5年度特定最低賃金合同専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、この度各専門部会の委員に任命されましたので、本日お手元に辞令をお配りしております。</p> <p>各専門部会の構成委員につきましては、お手元に資料No.1（1ページ）として「令和5年度特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿」をお配りしております。</p> <p>本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございいますので、この名簿の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>本日は、自動車専門部会公益代表委員並びに航空機専門部会公益代表委員の寺本委員及び航空機専門部会使用者側代表委員の加藤委員が御欠席されていますが、各委員会において、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、専門部会の議事公開につきましては、令和5年7月27日に開催されました第476回岐阜地方最低賃金審議会において、岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について、今年度から公労、公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う部分については、傍聴人を入れ議事を公開すること及び議事録を公開することが決議されておりますので、本会は公開審議となりますが、公開公示をしたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p>
------	---

	<p>なお、後程選出されます各専門部会長の皆様方には、二者協議が行われます次回（第2回）の各専門部会における公労、公使の二者協議の議事及び議事録の公開に関して、同審議会の決議を踏まえた運用をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは審議に先立ちまして、中村労働基準部長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>中村基準部長</p>	<p>岐阜労働局労働基準部長の中村と申します。</p> <p>本日は、御多忙のところ、本会議に御出席いただき、この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>また、御参会の皆様には、「特定最低賃金専門部会」の委員に御就任いただき、重ねて、御礼申し上げます。</p> <p>岐阜県の特定最低賃金は「電気」「自動車」「航空機」の3業種がございますが、3業種すべてについて改正の申出がございました。</p> <p>これを受けて、「改正決定の必要性の有無」を7月27日に開催された審議会へ諮問し、8月7日開催の審議会において、3業種すべてについて「改正決定の必要性あり」との答申をいただきまして、専門部会を設置して調査審議を行うこととなり本日の会議に至ったところです。</p> <p>特定最低賃金は関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格から、金額に関する審議については全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされているところでございます。</p> <p>事務局といたしましても、円滑な審議会・専門部会の運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても地域、産業の実情を踏まえ積極的かつ十分な御審議を進めていただきますようお願いいたします。</p>

平野室長	これより審議に入っていただきますが、合同専門部会の進行につきましては、慣例によりまして、岐阜地方最低賃金審議会会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
平野室長	それでは、異議なしということですので、高橋会長よろしくお願ひいたします。
高橋会長	ただ今から、令和5年度特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。 議題1「特定最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。 最低賃金法第25条第4項の規定によりまして、部会長及び部会長代理は公益委員から選出することになっています。 公益委員から御推薦いただき選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	それでは、御推薦をお願いします。
宮坂委員	それでは、私から推薦させていただきます。 ○ 電気専門部会の部会長に私宮坂、部会長代理に高橋委員 ○ 自動車専門部会の部会長に栗山委員、部会長代理に私宮坂 ○ 航空機専門部会の部会長に青木委員、部会長代理に高橋委員 を推薦いたします。

高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の御推薦のとおり選出することで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
高橋会長	<p>異議なしということですので、推薦のとおり選出されました。</p> <p>それでは、議事を進めます。</p> <p>次の議題2「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程について」と議題3「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項について」を一括して審議します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）」については、資料No.2（3ページから4ページ）を、「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」については、資料No.3（5ページから6ページ）をそれぞれ御覧ください。</p> <p>まず、特定最低賃金専門部会運営規程（案）について御説明いたします。</p> <p>昨年度からの改正点は、テレビ会議システムを利用する方法による会議出席を可能とする規定を第3条に設けたことです。</p> <p>また、テレビ会議出席手続き等の具体的な運用事項については、「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」によるものとしたいと存じます。</p> <p>この両案については、5月15日に開催されました第474回審議会において、審議会の運営規程と併せて決定されておりますが、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最</p>

	<p>低賃金専門部会運営規程第9条」の規定により、規程の改正は専門部会での議決が必要となりますので、提案させていただきますところでは、</p> <p>なお、補足して説明しますと、新設の規定は新型コロナウイルス感染症による自宅待機等、緊急避難的な事由が該当するものであり、本人都合等の事由は該当しません。</p> <p>また、運用事項第3項の申出期限を会議開催日の5日前としましたのは、仮に月曜日の会議開催の場合、閉庁日を2日間挟みますので、事務局と会長との連絡調整時間を考慮し、5日前としました。ただし、5日前はあくまで原則ですので、個別事由によっては柔軟に対応していきたいと考えております。</p> <p>その他の規定については、 第2条に専門部会の招集 第4条に部会長の役割 第5条に会議の公開 第6条に議事録の作成と公開 第7条に会長への報告 等が規定されております。</p> <p>先程説明いたしました二者協議に係る議事の公開については第5条に、議事録の公開については第6条にそれぞれ、「部会長が必要と判断した場合、非公開とすることができる」旨規定されております。</p> <p>なお、昨年度の規程にありました第6条第3項の「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする」との規定は、今年度から議事録を公開することになりましたので削除させていただきました。</p> <p>説明は以上となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今説明がありました「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」及び「テレビ会議シ</p>

	<p>システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」について、御意見を伺います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
労働者側委員	異議ありません。
高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか
使用者側委員	異議ございません。
高橋会長	<p>異議がないということですので、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）」及び「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」については、（案）のとおり決定させていただきます。</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）」の（案）を削除し、附則に本日の日付の御記入をお願いします。</p> <p>また、「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」につきましても、（案）の削除をお願いいたします。</p> <p>次に、議題4「令和5年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>本年度の審議方針につきましては、本年3月16日の第473回審議会で御確認いただいたところでございますが、専門部会委員の皆様と認識を共有させていただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>資料No.4（7ページから8ページ）を御覧ください。</p> <p>それでは、読み上げます。</p> <p>（朗読）</p>

高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本年度におきましても、本方針を踏まえて円滑な審議に御協力をお願いいたします。</p> <p>次に、議題5「特定最低賃金の改正決定について」です。事務局から資料の説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>資料No.5（9ページから10ページ）「特定最低賃金審議日程表」を御覧ください。</p> <p>先程の審議方針で目途としています12月21日の発効に向けて、それぞれ審議日程が決定されております。</p> <p>次に資料No.6（11ページから12ページ）、今年度全国の「地域別最低賃金時間額改定状況」です。</p> <p>次に資料No.7（13ページから14ページ）、「岐阜県最低賃金の推移」です。</p> <p>次に資料No.8（15ページから16ページ）、「岐阜県特定最低賃金の推移」です。</p> <p>次に資料No.9から資料No.14（17ページから138ページ）を御覧ください。</p> <p>「令和5年度最低賃金に関する基礎調査の結果」について産業別に御説明いたします。</p> <p>（調査結果について産業別に説明）</p> <p>次に資料No.15（139ページから146ページ）、岐阜県環境統計生活部統計課のとりまとめによる「毎月勤労統計調査結果」です。</p> <p>次に春闘の妥結状況に関する資料です。</p> <p>資料No.16（147ページから148ページ）、「連合岐阜による最終の賃上げ集計結果」です。</p> <p>資料No.17（149ページから160ページ）、「一般社団法人岐阜県経営者協会による賃金改定調査の最終報」です。</p> <p>次に経済情勢に関する資料です。</p> <p>資料No.18（161ページから168ページ）、当局職業安定部がとりまとめております7月の「有効求人倍率の状</p>

	<p>況」です。</p> <p>次に資料No.19（169 ページから 174 ページ）、財務省東海財務局岐阜財務事務所が 7 月 26 日現在でとりまとめた「岐阜県内経済情勢」です。</p> <p>次に資料No.20（175 ページから 189 ページ）、岐阜県環境生活部統計課がとりまとめた 8 月の「全国・岐阜県の経済指標」です。</p> <p>資料の説明は以上となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました資料につきまして、質問や御意見がありましたらお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各委員	（発言なし。）
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これらの配布資料を十分に御検討いただきまして、次回以降の各専門部会に御出席をお願いしたいと思います。</p> <p>全ての部会で「全会一致」の結審ができますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>次に議題 6 「その他」についてです。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
安藤室長補佐	<p>特に予定している議題はありませんが、連絡事項がございます。</p> <p>本日、本審委員以外の皆様には、お手元に資料としまして「令和 5 年度労働行政のあらまし」と、「岐阜県における賃金の動き」、「最低賃金決定要覧」をお配りしましたので、御参考にさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、今後の開催会場と控室につきましては、開催当日、1 階のエレベーター横の掲示板で御案内しますので、その都度御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

高橋会長	委員の皆様から何か御発言ございませんでしょうか。
各委員	(発言なし。)
高橋会長	それでは、本日の合同専門部会はこれもちまして閉会とします。 お疲れ様でした。